

令和3年7月9日

西部中学校保護者の皆様

江南市立西部中学校
校長 栗本 周保

学習者用情報端末の持ち帰りについて

盛夏の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、国の GIGA スクール構想を受け、本校においても今年度より生徒1人1台学習用情報端末をさまざまな場面で活用を始めております。

今年度の夏休み期間中については、学習用情報端末を利用した家庭学習やリモートによる学級活動試行のため、以下の予定で端末を持ち帰り、活用することを予定しております。

【西部中学校における夏休み期間中の学習用情報端末に関わる予定】

日付	内容
7月16日(金)	「Chromebook 利用の約束」を使って学級で使用方法の確認をします。
7月20日(火)まで	「Chromebook 利用の約束」に署名し、学級担任に提出をお願いします。
8月2日(月) 【出校日】	学習用情報端末を持ち帰ります。 家庭での利用方法について、学級にて説明します。
8月19日(木)まで	ご家庭のネット環境への接続をお願いいたします。
8月19日(木) 【出校日】	ネット環境への接続状況の確認と、リモートによる学級活動試行について説明します。
8月24日(火)から	24日(火) 午前：3年生のリモートによる学級活動試行を実施します。 25日(水) 午前：2年生のリモートによる学級活動試行を実施します。 26日(木) 午前：1年生のリモートによる学級活動試行を実施します。
9月1日(水)	学習用情報端末を回収します。

つきましては、学習者用情報端末が市の管理品である関係上、裏面の留意事項や故障等への対応についてご理解いただいた上、別添「学習者用端末等貸与申込書（保護者控え、学校控え）」に日付、保護者名、電話番号、生徒名等をご記入の上、**7月20日まで**に学級担任までご提出をください。

保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 貸与対象者

本校に在籍する生徒の保護者

2. 貸与物品

(1) 学習者用端末 (NEC Chromebook Y2 Wi-Fi モデル)

(2) モバイルルーター (富士ソフト FS030W)

付属品 (電池パック、AC アダプタ、microUSB ケーブル等)

※ ご希望のご家庭のみ

3. 費用

端末及びルーターの貸与に係る費用は、無料です。ただし、端末及びルーターの充電にかかる費用やルーターを使用するために必要な通信事業者等との事務手続きや通信費 (SIM カード) 等は、保護者負担となります。

4. 貸与期間

令和3年8月2日から令和3年9月1日

5. その他

- ご家庭にある代用品 (携帯充電器・ゲーム機等の USB-Type C) で端末の充電が可能なものもありますので、一度ご確認ください。
- 右の QR コードより江南市教育委員会作成の「持ち帰りについての説明動画」をご視聴いただけます。



留意事項・故障等への対応について

1 留意点

- ・ 学習以外の目的で端末やアカウントを使用しないでください。
- ・ 端末やルーターの充電に係る費用や通信費用、ルーターを使用するために必要な通信事業者等との事務手続きや費用（契約事務手数料や通信費（SIM カード）等）は、保護者負担となります。
- ・ 端末は信頼できる Wi-Fi 環境のみに接続するようにしてください。
- ・ 端末の長時間の利用は控えてください。特に就寝前は利用しないでください。
- ・ 端末のアカウント、パスワードは適切に管理してください。
- ・ 端末やルーターの紛失や故障があった場合、速やかに学校へ報告してください。
- ・ ルーターの貸与は、インターネット環境が整備されていないご家庭のみとなります。
- ・ ルーターは、SIM ロックフリー、SIM カードは microSIM 対応となります。
- ・ 学習用端末は USB-Type C で充電することができます。AC アダプタの貸与を希望する場合は付属品に☑をお願いします。
- ・ 個人情報（名前や住所、電話番号等）はインターネット上に書き込まないでください。
- ・ アカウントの悪用などの犯罪から児童生徒を守るため、操作履歴がクラウド上に保存されることにご理解ください。

2 故障等への対応

(1) 公費で対応するもの

- ・ 学校内の教育活動において生じた故障や破損
- ・ 家庭での使用や登下校時において生じた使用者に責任のない故障や破損
- ・ 盗難（警察への被害届の提出が必要）

(2) 公費での対応外となるもの

- ・ 故意、または重大な過失による故障や破損
- ・ 故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- ・ 家庭での使用や登下校時において生じた使用者に責任がある故障や破損
- ・ 学校外における紛失

※すでに任意保険へ加入されている方は、今一度補償条件をご確認ください。

3 返却

- ・ 貸与期間終了日までに学校に貸与物品の返却をお願いします。
- ・ 家庭にインターネット環境が整備された場合は、速やかにルーターを学校に返却してください。